

平成 27 年 2 月 4 日  
加 須 市

## 建設業における社会保険等への加入促進について

建設業の持続的な発展に資するとともに、法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境を構築するため、本市が発注する建設工事において、建設業者の社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいいます。以下同じ。）の加入を促進するため、下記のとおり、実施しますのでお知らせいたします。

### 記

#### 1 入札参加条件の追加

平成 27 年 4 月 1 日から建設工事の入札参加条件に「社会保険等に加入していること」を追加します。なお、指名競争入札の場合は、社会保険等に加入していることが確認できることを指名の条件とします。（加入の義務がない者を除きます。以下同じ。）

- ・平成 27 年度は、設計金額（税込）7000 万円以上の工事が対象
- ・平成 28 年度は、設計金額（税込）1500 万円以上の工事が対象

※確認方法…最新の経営事項審査結果通知書、加入を示す書類、誓約書等

#### 2 入札参加資格者名簿への登載条件の追加

平成 29 年度以降の入札参加資格者名簿への登載は「社会保険等に加入していること」を条件とします。

